

# 地域森林計画変更（案）に対する意見等

平成30年12月26日

福島県森林計画課

## 「地域森林計画変更（案）に対する意見等」

- 1 森林法第6条第2項に基づく意見の申し立て及びうつくしま県民意見公募（パブリック・コメント）の結果  
(1) 縦覧及び意見募集期間 平成30年11月9日～12月9日(31日間)  
(2) 意見の要旨及びその処理案 意見はありませんでした。
- 2 森林審議会委員からの事前意見等 別紙1のとおり。(9件) [森林法第6条第3項に基づく意見聴取]
- 3 関係市町村長 別紙2のとおり。(4件) [ 同 上 ]
- 4 関東森林管理局長 意見はありませんでした。[ 同 上 ]
- 5 東北経済産業局長 意見はありませんでした。[関係機関及び他部局との調整]
- 6 県の関係部局 意見はありませんでした。[ 同 上 ]

### 【参考】根拠法令等

森林法 第6条 [略]

- 2 [略]当該地域森林計画の案に意見がある者は、[略]知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。
- 3 [略]知事は、[略]当該地域森林計画の案について、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かななければならない。  
[略]国有林があるときは、[略]併せて関係森林管理局長の意見を聴かななければならない。

森林計画制度の運用について(平成3年7月25日付け 3林野計第294号)

別紙1 IV 森林計画に関する本法の運用と、多面にわたる他の行政分野との調整に関し、以下の点に留意されたい。(略)

森林法の運用について(昭和37年11月14日付け 37林野第2349号)

- 1 森林法(以下「法」という。)第5条の規定により、地域森林計画をたて、またはこれを変更する場合には、所轄の経済産業局長の意見を聞くこと。

## 別紙1

番号	対象計画区・項目	意見等	回答・対応
1	<p>「阿武隈川」 P.1 I 計画の大綱 3 計画樹立に当たっての基本的な考え方 (2) 森林資源の質的な充実</p>	<p>&lt;酒井美代子委員&gt; 県内の人工林は、利用可能な高齢林分が増加している一方で、若齢林分が少なく… →無垢材としての価値ある有効活用を望みます。 →柱だけでなく梁材としての利用や辺材を腰板、手すり、階段材などの有効活用などへの働きかけも必要。</p>	<p>これまで、県産材の需要拡大に向けて、 ・無垢大径JAS材や縦ログ構法などスギ中目材を活用した新たな技術開発 ・集成材や内装材利用に対応した木材加工機械の整備 ・郡山へアメイクカレッジなどCLTを用いた建築物の実証展示への支援などに取り組んでおり、引き続き、住宅や公共建築物等非住宅分野への県産材の利用促進を図ってまいります。</p>
2	<p>「阿武隈川」 P.1 I 計画の大綱 3 計画樹立に当たっての基本的な考え方 (2) 森林資源の質的な充実  (関連) P.15 2 造林に関する事項 7行目も同じ <u>花粉の少ない森林への転換を図るため…</u></p>	<p>&lt;酒井美代子委員&gt; 花粉発生源対策や自然条件等に応じた育成複層林への誘導や長伐期化を計画的に実施するとともに…  →どのように計画しているのか？ →どのように転換をしていくのか？</p>	<p>○花粉発生源対策等の計画的な実施について ・花粉発生源対策 平成30年度から花粉症対策品種の挿し木苗供給が始まっており、徐々に供給本数を増やしてまいります。また、本格的に花粉症対策品種の実生苗供給が可能となる平成34年度からは、花粉症対策苗木の植栽を進め、花粉の少ない森林への転換を図ってまいります。 なお、併せて広葉樹の植栽や雄花の多いスギの枝を除去する枝打ちを指導してまいります。 ・育成複層林への誘導や長伐期化 補助事業では、平成28年度より森林環境基金事業において広葉樹の植栽を支援し、育成複層林への誘導を図っています。 また、長伐期化については、森林の生育状況を勘案しながら、伐採適期を指導します。</p>

番号	対象計画区・項目	意見等	回答・対応
3	<p>「阿武隈川」 P.5            II 計画事項            第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項            1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項            (2) 森林の整備及び保全の基本方針            (関連)            他の3地域も同様</p>	<p>&lt;酒井美代子委員&gt;  <u>所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在…</u>            → 今年3月9日「所有者不明土地の利用円滑化等に関する特別措置法案」が閣議決定しました。相続などで土地の所有者を把握できなくなった「所有者不明土地」問題に対応するため、土地収用法の特例が創設。道路などの公共事業の手続きを合理化・円滑化を図るものです。            森林整備においても問題の一つだと認識しています。6行目には、資源状況の適確な把握に努めるものとします。とありますが、実際には、どのように進められるのか教えてください。</p>	<p>森林所有者情報については、相続等により新たな森林の土地の所有者となった場合は、市町村へ届け出ることが義務付けられているほか、都道府県及び市町村の林務担当部局は、行政機関内部に対し所有者情報の提供依頼を行うことができるとされているところです。            また、統一的な基準により所有者等の情報を把握、管理するため、市町村において林地台帳の整備を進めているところです。            さらに、来年度から施行される森林経営管理法に基づき、所有者が不明な森林における施業の集約化に向けて一層の取り組みを進めることとしているところです。            これらの制度の活用とともに、地域森林計画編成時に行う森林資源調査において、所有者不明森林の資源量の把握に努めてまいります。</p>
4	<p>「阿武隈川」 P.8            「奥久慈」 P.8            「会津」 P.8            「磐城」 P.8            II 計画事項            第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項            1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項            (2) 森林の整備及び保全の基本方針            表2</p>	<p>&lt;藤野正也会長&gt;            森林整備の方針で、木材等生産機能に花粉症対策の記述は必要ないか。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり追記します。            なお、更新に当たっては花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽等に努めるものとする。</p>

番号	対象計画区・項目	意見等	回答・対応																												
5	「阿武隈川」 P.15 「奥久慈」 P.14 「会津」 P.13 「磐城」 P.14 II 計画事項 第3 森林の整備に関する事項 2 造林に関する事項	<p>&lt;今野万里子委員&gt; 「花粉症対策に資する苗木の植栽」とありますが、具体的にはどのような樹種になりますか？ 花粉症を引き起こす樹種は杉だけにとどまらないようですが。 植栽の際の資金的な補助等はあるのでしょうか？ 針葉樹でない場合は、将来的に資金投入分を回収できるのでしょうか？ これらがクリアされないと、花粉症対策の推進ができないのではないかと思います。</p>	<p>花粉症対策に資する苗木としては、現在、本県ではスギの少花粉苗や無花粉苗の生産を進めています。 花粉症が報告されている樹種には、スギ、ヒノキの他にシラカンバやハンノキ等があります。一般に最も多いのはスギ花粉を原因とするスギ花粉症であり、県内ではスギの植栽地が民有林(人工林)の6割以上を占めているため、スギの植栽を主として進めてまいります。 なお、スギ以外でも森林所有者の負担軽減のため、植栽の際の補助金として、森林環境保全整備事業や森林資源造成支援事業が活用いただけます。</p>																												
6	「阿武隈川」 P.15 「奥久慈」 P.14 「会津」 P.13 「磐城」 P.14 II 計画事項 第3 森林の整備に関する事項 2 造林に関する事項	<p>&lt;藤野正也会長&gt; 「針広混交林への誘導」とあるが、計画量はどれくらいか。</p>	<p>森林計画区毎に、育成単層林、育成複層林、天然生林の区分別に計画量を定めており、針広混交林への誘導については、育成複層林に含む計画となっております。(下表参照) なお、森林の有する機能や立地条件に応じ、更新補助作業や天然力の活用により、針広混交林への誘導に努めてまいります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">計画区</th> <th rowspan="2">計画期間</th> <th colspan="3">面積</th> </tr> <tr> <th>現況(ha)</th> <th>計画期末(ha)</th> <th>増減(ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>阿武隈川</td> <td>H27.4~H37.3</td> <td>7,422</td> <td>10,017</td> <td>2,595</td> </tr> <tr> <td>奥久慈</td> <td>H28.4~H38.3</td> <td>482</td> <td>1,094</td> <td>612</td> </tr> <tr> <td>会津</td> <td>H29.4~H39.3</td> <td>6,900</td> <td>8,700</td> <td>1,800</td> </tr> <tr> <td>磐城</td> <td>H30.4~H40.3</td> <td>3,189</td> <td>4,100</td> <td>911</td> </tr> </tbody> </table>	計画区	計画期間	面積			現況(ha)	計画期末(ha)	増減(ha)	阿武隈川	H27.4~H37.3	7,422	10,017	2,595	奥久慈	H28.4~H38.3	482	1,094	612	会津	H29.4~H39.3	6,900	8,700	1,800	磐城	H30.4~H40.3	3,189	4,100	911
計画区	計画期間	面積																													
		現況(ha)	計画期末(ha)	増減(ha)																											
阿武隈川	H27.4~H37.3	7,422	10,017	2,595																											
奥久慈	H28.4~H38.3	482	1,094	612																											
会津	H29.4~H39.3	6,900	8,700	1,800																											
磐城	H30.4~H40.3	3,189	4,100	911																											
7	「阿武隈川」 P.28 「奥久慈」 P.27 「会津」 P.27 「磐城」 P.27 II 計画事項 第3 森林の整備に関する事項 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	<p>&lt;藤野正也会長&gt; 工事が完了した林業専用道はあるか。</p>	<p>林業専用道については、平成23年度より阿武隈川計画区内の西郷村において実施し、平成28年度までに5路線が完了しております。平成29年度からは小野町で2路線、平成30年度からは福島市ほかで25路線において事業に着手しております。</p>																												

番号	対象計画区・項目	意見等	回答・対応
8	「阿武隈川」 P.32 「奥久慈」 P.32 「会津」 P.31 「磐城」 P.31 II 計画事項 第3 森林の整備に関する事項 6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項 (6) その他必要な事項 イ 国有林と民有林の連携	<b>&lt;藤野正也会長&gt;</b> 本文中では民有林・国有林となっている。全国森林計画でも民有林・国有林となっている。民・国の順で統一した方が良い。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 イ 国有林と民有林の連携 ↓ イ 民有林と国有林の連携
9	「阿武隈川」 P.56 「奥久慈」 P.47 「会津」 P.59 「磐城」 P.57 II 計画事項 第6 計画量等 5 保安林の整備及び治山事業に関する計画 (3) 実施すべき治山事業の数量 別表6	<b>&lt;藤野正也会長&gt;</b> 治山事業で新規に追加された流木捕捉式治山ダムの設置はどの工種に該当するのか。	流木捕捉式治山ダムは、溪間工に含まれます。 また、流木捕捉式治山ダムは、荒廃状況により流木発生の危険性の高い箇所から計画しています。 なお、流木の撤去等維持管理のために管理用道路の設置が必須となります。

## 別紙2

番号	対象計画区・項目	意見等	回答・対応
1	「阿武隈川」 表紙から2枚目 阿武隈川地域森林計画の主な 変更内容	<p>＜白河市＞</p> <p>「(2) 地域森林計画の対象とする森林の区域について、林地開発行為の完了により変更した。」とあるが、市町村へ提出される小規模林地開発が完了した箇所についても、変更(除外)すること。(阿武隈川地域の全市町村対象に)</p> <p>また、現在の地域森林計画における森林簿及び森林計画図も全面的に見直し変更すること。一例として次のような不都合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の筆界が反映されていない。</li> <li>・誤った字名、重複する字名など誤りが多い。</li> <li>・森林計画図の背景に利用されている地図が、40年以上前の地図である。(現在の地図を背景にした森林計画図で作成のこと)</li> </ul>	<p>小規模林地開発の完了箇所について、計画変更時に地域森林計画の対象森林から除外することにより、その後の開発行為により林地開発許可制度の対象となる1haを超える開発面積に拡大されても許可の対象とならず、支障をきたす場合が想定されることから、このような事態を極力防ぐため、小規模林地開発案件については、地域森林計画樹立時に対応することとしております。</p> <p>また、森林簿及び森林計画図については、森林GIS等のシステムを活用し、法務局の登記情報や地図データ、衛星画像による樹種判読等により内容の更新を行っており、今後ともシステムの活用や情報収集等により精度向上を図ってまいります。</p>
2	「阿武隈川」 P.18 II 計画事項 第3 森林の整備に関する事項 2 造林に関する事項 (4) その他必要な事項 イ 花粉の抑制対策	<p>＜郡山市＞</p> <p>「花粉の少ない森林への転換や針広混交林への誘導に努めることとします。」としてはいかがか。</p> <p>花粉発生源対策は推進すべきだが、「花粉の少ない種苗等」の使用については安定供給等がされるものか課題があると考えます。</p>	<p>花粉の抑制対策について具体的に記載したところであり、原案のとおりとします。</p> <p>なお、花粉の少ない種苗等の供給については、別紙1・番号2の記載のとおりです。</p>
3	「会津」 P.17 II 計画事項 第3 森林の整備に関する事項 2 造林に関する事項 (4) その他必要な事項 イ 花粉の抑制対策	<p>＜只見町＞</p> <p>13ページの下線部分と重複するので、割愛してもよいのではないかと思います。</p>	<p>原案のとおりとします。</p> <p>13ページにおいては、花粉症対策の方針を記載しており、17ページでは花粉の抑制対策についてより具体的に記載しているところです。</p>

番号	対象計画区・項目	意見等	回答・対応
4	<p>「阿武隈川」 P.30  「奥久慈」 P.29  「会津」 P.29  「磐城」 P.29  II 計画事項  第3 森林の整備に関する事項  6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項  (2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針</p>	<p>&lt;郡山市&gt;  「林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、市町村が森林所有者から森林の経営・管理の委託を受け、意欲と能力のある林業経営者に再委託を行い、林業経営の集積・集約化を推進するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの森林においては、市町村が公的管理を行う森林経営管理制度が平成31年度から導入されることになることから、この制度が円滑に機能するよう、市町村の森林・林業行政等に対する技術支援や林業経営者の育成に積極的に取り組みます。」としてはいかがでしょうか。  「方針を定める」ではなく県の具体的な支援策が必要と考えます。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>『…<u>活用の促進に関する方針を定めるもの</u>とします。』  ↓  『…<u>活用を促進するもの</u>とします。』</p> <p>なお、森林経営管理制度の運用が円滑に図られるよう、市町村への支援として、制度説明会の実施や林地台帳整備のための所有者情報等の提供、森林施業の集約化等に向けた技術的な助言などを行ってまいります。</p>